

第17号の2様式（第54条の2関係）

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事	R 5 年 6 月 28 日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 〒626-0041 京都府宮津市鶴賀2065-4	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） WILLER TRAINS株式会社 代表取締役 飯島 徹

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品 の台数等	第一種特定製品の種類	前年度							
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数				
	エアコンディショナー	10 台	0 台	0 台	10 台				
	冷蔵機器及び冷凍機器	5 台	0 台	0 台	5 台				
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量					
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム				
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム				
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使 用 時	各機器取扱い説明書に添った範囲内で使用する。 異音等異常があった場合は、電気事業者または販売業者に速やかに点検及び修理を依頼する。							
	廃棄 時	電気事業者に委託し、法令順守し廃棄							
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使 用 時	各機器取扱い説明書に添った範囲内で使用する。 異音等異常があった場合は、電気事業者または販売業者に速やかに点検及び修理を依頼する。							
	廃棄 時	電気事業者に委託し、法令順守し廃棄							
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	予算の範囲で順次該当製品への移行を進める。								
特記事項									

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。